

社会福祉法人 太陽の里

指定介護予防短期入所生活介護施設第2 まごころ苑

重要事項説明書

令和8年8月1日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第2470700432号)

当事業所は契約者（以下「利用者」という。）に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果要支援と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. サービス利用中の医療の提供について	4
5. 当事業所が提供するサービスについて	5
6. サービス利用料金について	6
7. 利用料金のお支払い方法について	10
8. サービス利用をやめる場合	10
9. 苦情の受付について	11
10. 事故発生時の対応について	12
11. 緊急時における対応について	12
12. 身体拘束廃止について	12
13. 虐待防止について	13
14. 損害賠償について	13
15. 衛生管理について	13
16. 非常時災害対策について	13
17. 守秘義務と個人情報の利用について	13
18. 反社会的勢力の排除について	14
19. 福祉サービス第三者評価実施状況	15
20. 重要事項説明書付属文書	15
※指定介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明同意書	19
※三重県の市町村別の相談・苦情窓口一覧	末尾

1. 事業所経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 太陽の里 |
| (2) 法人所在地 | 三重県松阪市若葉町 80-5 |
| (3) 電話番号 | 0598-51-2555 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中井 大樹 |
| (5) 設立年月 | 平成9年7月18日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防短期入所生活介護事業所（空床型） |
|------------|------------------------|

平成18年4月1日指定

三重県 2470700432号

- | | |
|------------|--|
| (2) 事業所の目的 | 社会福祉法人太陽の里が設置経営する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的として、利用者に対し、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。 |
|------------|--|

- | | |
|------------|-----------------------|
| (3) 事業所の名称 | 指定老人短期入所生活介護施設第2まごころ苑 |
|------------|-----------------------|

- | | |
|-------------|---------------------|
| (4) 事業所の所在地 | 三重県松阪市川井町字ソブ田1354-1 |
|-------------|---------------------|

- | | |
|----------|--------------|
| (5) 電話番号 | 0598-50-2588 |
|----------|--------------|

- | | |
|--------------|-------|
| (6) 施設長（管理者） | 長谷川 守 |
|--------------|-------|

- | | |
|---------------|--|
| (7) 当事業所の運営方針 | 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨並びに内容に沿ったものとします。 |
|---------------|--|

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防短期入所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。

適切な介護技術をもってサービスを提供します。

常に、提供したサービスの質の管理・評価を行います。

既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- (8) 開設年月 平成18年4月1日
 (9) 利用定員 50人
 (10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:30 時～17:30 時 土・日・祝日 8:30 時～17:30 時

- (11) 送迎時間 8:30 から 17:30 の時間で送迎を行います。
 (12) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
 (13) 建物の延べ床面積 1, 732㎡
 (14) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は原則として1人部屋あるいは2人部屋で、利用状況により居室の選定は、事業所にて行います。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	従来型個室
2人部屋	2室	多床室
4人部屋	9室	
部屋	0室	
合 計	21室	
食堂	1室	特別養護老人ホーム
浴室	2室	特殊浴槽・一般浴槽 特別養護老人ホーム
医務室	1室	特別養護老人ホーム
機能訓練室	1室	特別養護老人ホーム

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用には、滞在費のご負担が必要です。利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者と協議のうえ決定するものとします。

また、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供できるものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホーム第2まごころ

苑と合算し記載)

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	15名以上	12名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	2名以上	2名
5. 機能訓練指導員	（看護職員兼務）1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	（嘱託医）1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1.医師（嘱託）	隔週木曜日 13:00～14:00 1名
2.介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝： 7：00～16：00 2名 日 中： 8：30～17：30 1名 ○ 遅： 10：00～19：00 1名 日中遅：11：00～20：00 2名 夜 間：16：30～翌朝9：30 2名 深 夜： 0：00～翌朝9：00 1名
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 中： 8：30～17：30 1名
4.機能訓練指導員（看護職員が兼務）	日 中： 8：30～17：30 1名
5.施設長	日 中： 8：30～17：30 1名
6.生活相談員（介護職と兼務）	日 中： 8：30～17：30 1名
7.介護支援専門員	日 中： 8：30～17：30 1名
8.管理栄養士	日 中： 8：30～17：30 1名

4. サービス利用中の医療の提供について

サービス利用中に医療を必要とする場合は、緊急時を除き身元引受人等に連絡の上、対応を検討するものとします。受診は原則かかりつけ医とし、受診後、再び施設利用が可能であるかの判断については主治医（かかりつけ医）及び事業所職員が判断し、場合

によってはご利用をお断りすることもあります。

受診の付き添い及び施設から病院への送迎については、緊急及びやむを得ない事情を除き、ご家族様でお願いします。

嘱託医

医療機関の名称	横山内科クリニック
所在地	松阪市西ノ庄町 78-2
診療科目	内科

5. 事業所が提供するサービスについて

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- i 利用料金が介護保険から給付される場合
- ii 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては滞在費・食費を除き、負担割合証に基づき利用料金の大部分（9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

① 食事の介助

- i 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮して食事を提供します。
- ii 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。
- iii 食事時間は概ね次の通りとします。
朝食： 7：00～ 8：10
昼食： 11：30～12：40
夕食： 17：20～18：40

② 入浴

- i 入浴又は清拭を週2回行います。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

看護職員または看護職員の指導により介護職員が、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

看護職員が健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- i 身体機能の低下及び維持のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ii 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- iii 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の加算サービス（契約書第4条参照）

負担割合証に基づき利用料金の大部分（9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

(3) 介護保険の基準外サービス（契約書第5条参照）

利用料金の全額が利用者の負担となります。

6. サービス利用料金について（契約書第8条参照）

利用料金は、利用者の要介護度及び介護保険負担限度額、並びに居室（個室または多床室）によっても異なります。また、各種の加算が算定されます。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第4条参照）

① 利用者がまだ 要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

② 法令の変更により介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担限度額を変更します。

③ 介護保険負担限度額（特定入所者介護サービス費）について

低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。負担限度額を超える部分については、特定入所者介護サービス費として軽減措置を受けることができます。事業所を利用する方は各利用者の住所地に申請し、認定された所得段階に応じた料金をお支払いいただきます。

利用者の要介護度及び介護保険負担限度額認定証にてご確認ください。

●自己負担の上限額（日額）

段 階	対 象 者	食費	居 住 費	
			個室	多床室
第1段階	・生活保護の受給者の方等 ・老年福祉年金受給者の方	300円	380円	0円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が82.65万円以下の方等	600円	480円	380円
第3段階 ①	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が82.65万円越120万円以下の方	1,030円	880円	430円
第3段階 ②	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	1,360円	980円	530円
第4段階	・課税世帯のため、介護保険負担限度額認定が承認されません	1,545円	1,231円	915円

(2) 介護保険の加算サービス（契約書第4条参照）

- ①【サービス提供体制強化加算】 自己負担額「Ⅰ」 22円／日（新設）
「Ⅱ」 18円／日（変更）
「Ⅲ」 6円／日（変更）

「Ⅰ」＝介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の事業所
又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の事業所

「Ⅱ」＝介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の事業所

「Ⅲ」＝介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の事業
所、又は介護職員、看護師の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%
以上の事業所、又は介護職員・看護職員・機能訓練指導員・生活相談員の
総数のうち、勤続年数7年以上の占める割合が30%以上の事業所

※この加算は、職員の配置状況の実績にて「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」いずれかを算定します。

- ②【送迎加算】 自己負担額 184円／片道
お住まいと当事業所間の送迎費として算定します。

- ③【若年性認知症認知症利用者受入加算】 自己負担額 120円／日

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症入所者（初老期における認知症によって要介護者となった利用者をいう。）に対して指定短期入所生活を行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算します。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

- ④【認知症行動・心理症状緊急対応加算】

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算します。

- ⑤【生産性向上推進体制加算】Ⅱ 自己負担額 10円／月

介護現場でICTや見守り機器などを1つ以上導入し、委員会で業務改善を継続し、その実績データを年1回国へ報告することで算定します。

⑥【介護職員等処遇改善加算】Ⅰロ

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対し、介護老人福祉施設サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる加算を算定します。

自己負担額

：所定単位数に17.6％に相当する単位数を算定

。

ご利用料金について

- *上記のサービス利用料金や8頁の料金表は令和8年8月1日現在の料金であり、介護保険制度の改定により負担額が変更になる場合があります。
- *上記の加算等については、当事業所の職員の人員配置や有資格者数、研修の受講状況、あるいは当事業所の体制、利用者の状況等により加算状況が変更になるものがあります。変更の際は書面にてご報告させていただきますので、予めご了承下さい。
- *現在利用中の方すべてに算定させていただいている基本的な加算を下線で記しました。
- *②送迎加算、③若年性認知症認知症利用者受入加算、④認知症行動・心理症状緊急対応加算等は、ご利用される方のみ算定させていただきます。

●利用料金について

- *上記のサービス利用料金等は令和8年8月1日現在の料金であり、介護保険制度の改正により負担額が変更になる場合があります、また、加算については、職員の配置状況やサービス提供に応じて変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- *当施設が算定している基本的な加算は下線で記しました。

介護予防短期入所生活介護サービス利用料金（１日あたり）自己負担額 単位：円

要介護度	施設サービス費		所得段階	居住費	食費	加算	1割合計	2割合計	3割合計
要支援 1	多床室	45 l	第1段階	0	300	※2	75 l		
			第2段階	430	600		1,48 l		
			第3段階①	430	1,030		1,91 l		
			第3段階②	530	1,360		2,34 l		
			第4段階	915	1,545		2,91 l	3,362	3,813
	従来型 個室	45 l	第1段階	380	300	※2	1,13 l		
			第2段階	480	600		1,53 l		
			第3段階①	880	1,030		2,36 l		
			第3段階②	980	1,360		2,79 l		
			第4段階	1,23 l	1,545		3,227	4,064	4,515
要支援 2	多床室	56 l	第1段階	0	300	※2	86 l		
			第2段階	430	600		1,59 l		
			第3段階①	430	1,030		2,02 l		
			第3段階②	530	1,360		2,45 l		
			第4段階	915	1,545		3,02 l	3,582	4,143
	従来型 個室	56 l	第1段階	380	300	※2	1,24 l		
			第2段階	480	600		1,64 l		
			第3段階①	880	1,030		2,47 l		
			第3段階②	980	1,360		2,90 l		
			第4段階	1,23 l	1,545		3,337	3,898	4,459

※1 上記料金表は1日あたりの目安です。

※2 所得段階は介護保険負担限度額認定証により決定します。

（３）介護保険の基準外サービス（契約書第5条）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 滞在費 （利用者負担段階により軽減措置があります。）

② 食費 （利用者負担段階により軽減措置があります。）

料金：朝食 340円

昼食 665円（おやつ代100円含む）

夕食 540円

③ 特別な食事 利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④ 複写物の交付 利用者及び身元引受人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用

理美容サービス

i 月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：カット＋顔そり 2,000円

カットのみ 1,700円

- 顔そり 1,000円
- ii 電気代 電化製品1点につき、22円/日
- iii TVの貸出し 220円/日

※テレビの貸出し台数には限りがありますので予めご了承ください。

- iv 個人で購入される嗜好品等
- v 公衆電話使用料

＊おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

＊経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ① 利用に関しては地域包括支援センター又は居宅介護事業所の担当ケアマネジャーからの申し込みとなります。
- ② 利用予定期間の前に、利用者及び身元引受人等の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には居宅介護事業所の担当ケアマネジャーに申し出てください。
- ③ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次頁の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者及び身元引受人等の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を地域包括支援センター又は居宅介護事業所の担当ケアマネジャーに提示し、地域包括支援センター又は居宅介護事業所の担当ケアマネジャーと利用者及び身元引受人等が協議します。
- ⑤ 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

7. 利用料金のお支払い方法について（契約書第8条参照）

前条（1）、（2）、（3）の料金・費用は、ご利用期間分の合計金額を1か月ごとに計算し、ご請求しますので下記（ア、イ、ウ※）のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 口座振替

全ての金融機関で口座振替が可能です。

桑名三重信用金庫及び第三銀行は、毎月15日に口座から引き落としを、それ以外の金融機関は、20日に引き落としをさせていただきます。

イ. 下記指定口座への振り込み

桑名三重信用金庫 松阪営業部 普通預金 1158679

毎月15日までにお振込みください。

ウ. 現金 ※原則、口座振替等の手続きが完了するまでとさせていただきます。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者及び身元引受人から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① 利用者が死亡された場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者及び身元引受人から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）利用者及び身元引受人からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条）

契約の有効期間であっても、利用者及び身元引受人から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者及び身元引受人が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者及び身元引受人による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を
勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は次頁の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 西村 麻子〔職名〕 介護支援専門員
西村 麻子〔職名〕 生活相談員
○苦情解決責任者（担当者） 長谷川 守〔職名〕 施設長
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

松阪市役所 松阪市健康福祉部 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	松阪市殿町 1340 番地 1 0598(53)4190 月～金 8：30～17：15
三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課介護障害福祉係	所在地 電話番号 受付時間	津市桜橋2丁目96 059(222)4165 月～金 9：00～17：00
三重県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	津市桜橋2丁目131 059(224)8111 月～金 8：30～17：00

(3) 苦情の処理について

苦情は受付日より一週間を目途に申出人に経過を報告します。

苦情の内容により苦情処理委員会を開催し、協議し解決をはかります。

※利用者の保険者が松阪市以外の場合、三重県の市町村別の相談・苦情窓口一覧が最終頁にありますのでご参照ください。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、身元引 受人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、利用者がお住まいの市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします（当事業所は保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります）。

11. 緊急時における対応について

サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師或いは協力医院に連絡し、適切な処置を講じます。

12. 身体拘束廃止について（契約書第24条）

1 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

13. 虐待の防止について（契約書第25条参照）

1 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとします。
- 二 虐待防止のための指針を整備します。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 衛生管理について

利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行います。

従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努め、において感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講じます。

16. 非常災害対策について

サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮を執ります。また非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

17. 守秘義務と個人情報の利用について（契約書第12条、第13条）

- （1） 事業者及び従業員は、介護予防短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者及び身元引受人等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- （2） 事業者は知り得た利用者及び身元引受人等の個人情報を、以下の利用目的に限り、利用できるものとします。
 - ① ショートステイ利用の手続き
 - ② 介護保険請求事務
 - ③ 医療機関への情報提供（受診が必要な時）
 - ④ 介護保険事業所への情報提供
 - ⑤ 介護予防短期入所生活介護計画の作成、サービス担当者会議
 - ⑥ 損害保険への情報提供
 - ⑦ 介護サービス提供への基礎資料
 - ⑧ 施設での掲示物への利用（施設発行の新聞、レクリエーションの写真掲示等）

18. 反社会的勢力の排除について（契約書第28条）

（1）事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 特殊知能暴力集団
- ⑦ その他前各号に準ずるもの

（2）事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、自らの役員（代表者又は実質的に経営を支配する者）が前項各号にて規定する反社会的勢力に該当しないことを表明しこれを保証します。

（3）事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、現在又は将来にわたって、本条第1項各号に規定する反社会的勢力を利用しないことを表明しこれを保証します。

（4）事業者及び利用者、身元引受人、連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の、いずれの行為も行わないことを表明しこれを保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

（5）事業者及び利用者、身元引受人もしくは連帯保証人は、相手方が本条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、事業者及び入所者、身元引受人もしくは連帯保証人間で締結した全ての契約（本契約の締結以前及び以後に成立した契約を含む）の全部又は一部を解除することができます。

（6）前項により事業者又は利用者、身元引受人もしくは連帯保証人に損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとします。

19. 福祉サービス第三者評価実施状況

平成30年4月より、重要事項説明書には提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載することとなっており、介護事業所はサービス提供の開始に当たり、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があると言われており、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえ、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービス

の質の向上や事業の透明性を確保しようとしていることを説明する必要があると言えますが、現在のところ、当事業所は第三者評価を受けておりません。

20. 重要事項説明書付属文書

(1) 契約締結からサービス提供までの流れ

- ① 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）
 - i 当事業所の介護支援専門員又は生活相談員に介護予防短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
 - ii その担当者は介護予防短期入所生活介護計画の原案について、利用者及び身元引受人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
 - iii 介護予防短期入所生活介護計画は、介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及び身元引受人の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及び身元引受人と協議して、介護予防短期入所生活介護計画を変更します
 - IV 介護予防短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者及び身元引受人等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- ② 利用に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。
 - 一 要介護認定を受けている場合
 - i 居宅介護事業者の紹介等必要な支援を行います。
 - ii 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）
 - iii 介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成
 - IV 作成された介護予防サービス計画（ケアプラン）に沿って、介護予防短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
 - V 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。
 - 二 要介護認定を受けていない場合
認定結果が出た後、お支払いいただきます。
 - 三 要支援と認定された場合
 - i 介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
 - ii 自立と認定された場合、契約は終了します。
 - iii 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。（要支援相当額の料金となります。）

- 四 作成された介護予防サービス計画に沿って、介護予防短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 五 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

（２）サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 一 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 二 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- 三 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、利用者及び身元引受人の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。
また、事業所が必要と判断した場合は介護記録をもってサービス内容の説明をします。
- 四 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- 五 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- 六 事業者は利用者及び身元引受人等の個人情報をもとに的確な治療、適切な支援、入所・退所の手続き等より良いサービスへの利用を目的とし、それ以外には利用しません。
- 七 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及び身元引受人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者及び身元引受人との契約の終了に伴う援助を行う際に、あらかじめ文書にて利用者及び身元引受人の同意を得ます。

（３）サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

一 サービスの中止・変更

体調不良の場合はご自宅で休養をお取りください。

サービス利用中止の場合は前日又は当日、午前 8 時 30 分までにご連絡ください。

また、以下の場合には、利用者または身元引受人又は家族に連絡の上、サービスを中止又は変更するか、受診についてご相談させていただく場合があります。

- i 利用者及び同居される家族が感染症（コロナウイルス、感染性胃腸炎、インフルエンザ等）を発症された時。
- ii 体調が悪く、サービスを継続することが困難な時。
- iii 天候不順（降雪・台風等）または災害等によりサービスの実施、継続が困難な時。
- 二 緊急連絡先の変更があった場合は適宜ご連絡ください。
- 三 面会時間は8時30分から17時30分までの間とします。また、感染状況により、面会を制限し、または中止させていただく場合があります。
- 四 差し入れのお菓子等を他の利用者に配ること、また利用者が自己管理できず摂取し健康を損なうこと等を予防するため、差し入れはできるだけ少量とし、事業所で管理をさせていただくことを基本とします。利用者に直接お渡しいただく場合でも職員にご連絡下さい。なま物は管理上ご遠慮下さい。
また、窒息の原因となりやすい餅類等はお断りさせていただく場合があります。
なお、餅類等のお預かりはできません。
- 五 ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
なま物、多量のお菓子、お酒、その他、当事業所が不要と認めたもの。
（職員にご相談下さい。）
- 六 午後からの入所の場合、当日のおやつ（一食100円）は原則提供しておりませんが、ご希望によりご用意させていただきますのでお申し出下さい。

（4）施設・設備の使用上の注意（契約書第14条参照）

- 一 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 二 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者及び身元引受人に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 三 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 四 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 五 当事業所は、原則禁煙となっておりますので予めご了承ください。

指定介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明同意書

指定介護予防サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定老人短期入所生活介護施設第 2 まごころ苑

説明者職名 生活相談員・介護支援専門員

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 氏名 _____ 印 _____

(利 用 者)

代 筆 者 氏名 _____ 印 _____

連帯保証人 住所 _____

(兼身元引受人)

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

電話番号 _____

連帯保証人 氏名 _____ 印 _____

住所 _____

続柄 _____

電話番号 _____

この重要事項説明書は、厚生労働省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用者又は身元引受人への重要事項説明のために作成したものです。